

別記

第1号様式（第1条関係）

※規約等を添付してください

政治団体設立届

平成 29年 7 月 3 日

総務大臣

殿

島根県選挙管理委員会

政治団体の名称

○山◇夫後援会

事務所の所在地

島根県●●市▲▲町1-2

代表者の氏名

○山 ◇夫



政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

名称	(ふりがな)		政治団体の区分	
	まるやま ひしお こうえんかい ○山◇夫後援会		<input type="checkbox"/> 政党 <input type="checkbox"/> 政党の支部 <input type="checkbox"/> 政治資金団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	
			国会議員関係政治団体の区分	
		<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7 第1項第1号に係る 国会議員関係政治団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7 第1項第2号に係る 国会議員関係政治団体		
目的	別紙のとおり	組織年月日	平成 29年 7 月 1 日	
主たる事務所の所在地	(〒 000-0000) 島根県●●市▲▲町1-2 (電話 1111-11-1111)			
主たる活動区域	●●市			
代表者	ふりがな (氏名) まるやま ひしお ○山 ◇夫	(〒) (住所) (電話) 〒000-0000 島根県●●市▲▲町1-2 1111-11-1111	(生年月日) 昭和11年11月11日	(選任年月日) 平成24年1月1日
会計責任者	ほしかわ まる ☆川 ○	〒444-4444 島根県●●市□□町4丁目5-6 5555-55-5555	昭和22年 2月22日	平成24年1月1日
会計責任者の職務代行者	やまひし さんじ 山◇ △二	〒666-6666 島根県●●市△△町7-8 7777-77-7777	昭和33年 3月 3日	平成24年1月1日
支部の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	課税上の優遇措置 の適用関係の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
政治資金規正法第19条の7 第1項第1号に係る 国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類			
政治資金規正法第19条の7 第1項第2号に係る 国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名 (ふりがな)		公職の候補者に係る公職の種類	

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 政治団体に支部にあつては、「名称」欄にその名称を記載するとともに、当該支部を支部とする政治団体の名称を「(本部) 何々」の例により記載すること。
- 3 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。
- 4 「□」内には、該当するものに「✓」を記入することとし、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「✓」を記入するとともに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の該当する「□」にも「✓」を記入すること。
- 5 「組織年月日」欄には、政治団体の組織の日又は法第 3 条第 1 項各号又は第 5 条第 1 項各号の団体となった日を記載すること。なお、法第 1 8 条の 2 第 1 項の規定による政治団体（以下「特定パーティー開催団体」という。）にあつては、政治団体とみなされることとなった日を記載すること。
- 6 「主たる事務所の所在地」欄には、例えば、「東京都千代田区〇〇町 1 丁目 1 番 1 号〇〇会館〇号室」というように詳細に記載すること。
- 7 「主たる活動区域」欄には、2 以上の都道府県にわたる政治団体にあつては、例えば、「全国」、「九州各県」、「甲県及び乙県」というように具体的に記載し、活動区域が 1 の都道府県の区域内である政治団体にあつては、例えば、「甲県」、「甲町及び乙町」というように具体的に記載すること。なお、特定パーティー開催団体にあつては、開催する政治資金パーティーの開催場所を、例えば、「東京都千代田区〇〇町 1 丁目 1 番 1 号〇〇会館〇〇の間」というように詳細に記載すること。
- 8 「課税上の優遇措置の適用関係の有無」とは、租税特別措置法第 4 1 条の 1 8 第 1 項各号のいずれかに該当するか否かにより記入すること。
- 9 「代表者である公職の候補者に係る公職の種類」欄及び「公職の候補者に係る公職の種類」欄には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 10 政党、政治資金団体又はその他の政治団体がこの届出をする際には、法第 6 条第 2 項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書を併せて提出すること。なお、特定パーティー開催団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書を併せて提出すること。